

## 子ども・子育てに関する提言

子ども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(2) 新制度への移行を引き続き促進し、教育・保育の場を計画的に整備できるよう、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行及び実施に伴う都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

(3) 公定価格について、すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

また、地域区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。

(4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、適用範囲の拡大等の一層の支援措置を講じること。

(5) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について、地域の実情に即した十分な財政措置を講じること。

(6) 地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施し、発達障害等の障害を有する児童など、特別な配慮を要する子どもに対する多様な保育サービスを提供するため、専任保育士や保育補助員の配置等、十分な財政措置を講じること。

(7) 子ども・子育て支援交付金について、都市自治体が地域の実情に即した支援施策を実施できるよう、対象事業や補助基準額の拡充を図ること。

- (8) 保育士の確保及び更なる処遇改善を図るため、公定価格における処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
- また、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減など、人材確保に向けた環境整備を図るため、財政措置の拡充を図ること。
- (9) 新制度において保育の必要性の認定事由とされた「求職活動」について、公的に証明する仕組みの構築を図ること。
- (10) 保育給付に係る「支給認定証」の記載事項について精査し、見直しを図ること。
- (11) 多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、保育時間の区分の見直しを検討すること。
- (12) 長時間の預かり保育を行う幼稚園に対する国庫補助事業について、地域の実情に応じた活用が図られるよう要件を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (13) 児童手当について
- 1) 支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
  - 2) 特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。
  - 3) 資格認定の在り方について、見直しも含めて検討すること。
  - 4) 財源について、都市自治体が地域の実情に応じて活用できるよう検討すること。
- (14) 「放課後児童健全育成事業」について
- 1) 質の改善や量の拡大に対応できるよう、施設整備・運営に係る財政措置の拡充を図ること。
  - 2) 地域の実態に対応した運営が可能となるよう、実施要綱で定める要件及び交付要綱で定める補助基準額等を見直すとともに、障害児受入強化推進事業等について更なる充実を図ること。
  - 3) ひとり親や多子世帯、低所得世帯等に対する利用料の補助制度を設けるとともに、財政措置を講じること。
  - 4) 放課後児童支援員を確保するため、処遇改善を図るとともに、資格取得に必要な基準を緩和し、研修を受講しやすい環境を整備するなど、必要な措置を講じること。
  - 5) 放課後児童クラブ送迎支援事業について、補助基準額を引き上げるこ

と。

6) 放課後児童クラブについて、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度の対象とすること。

(15) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。

## 2. 「新しい経済政策パッケージ」を受けた幼児教育・保育の無償化について

### (1) 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化は、すべて国の責任において実施することを明らかにすること。そのうえで、

1) 実施に当たっては、地域の実情に配慮し、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を含めた多様な保育形態があるが、保育の質の確保を前提に、これらの公平性を確保すること。

2) 対象範囲の具体化に当たっては、都市自治体や利用者等の手続きが膨大になる可能性があることを考慮し、地方と十分に協議しながら、可能な限り新たな事務負担が発生しないよう制度設計を行うとともに、十分な財政措置を講じること。

3) 実施時期については、都市自治体の無償化への準備やスケジュール（例規改正、システム改修、保護者への周知等）に支障がないよう十分配慮すること。

4) 対象とする費用については、保育所等の利用料のみではなく、無償化による保育需要の拡大に対応するための施設整備費等に対しても財政措置を講じること。

5) 保育所・幼稚園に多くの税金が投入され、自宅で子育てをしている家庭が恩恵を受けられないという厳しい声が都市自治体に届いていることを踏まえ、在宅育児世帯との公平性についても配慮すること。

### (2) 幼児教育・保育の無償化に必要な財源の確保について

子ども・子育て支援施策を確実に展開できるよう、消費税・地方消費税 10%への引き上げを確実に行うこと。それまでの間においても、施策の推進に支障を来すことのないよう、所要の財源を確保すること。

幼児教育・保育の無償化等の具体化に当たっては、消費税・地方消費税 率引上げにより確保される地方財源を踏まえる必要があることから、地方

自治体と十分に協議を行うこと。

### (3) 待機児童の解消について

待機児童の解消は、都市自治体における喫緊の課題である。国においては、

- 1) 「量」の確保として、ア) 地域ごとに異なる保育需要の実情等に配慮しつつ、定員の弾力化などにより既存施設を最大限に活用できるようにすること、イ) 公定価格における定員超過による減算措置を撤廃または期限を延長すること、ウ) 無償化により見込まれる更なる保育需要の増加に対応すること、エ) 待機児童解消後の地域型保育事業の在り方を示すこと。
- 2) 「質」の確保として、ア) 国の処遇改善制度の更なる充実等により、保育士の安定的確保を図ること、イ) 研修等を充実し、保育士の人材育成を図るとともに、負担軽減を図ること、ウ) 認可外保育施設も含め、保育の質の面からより適切な運営を確保するための仕組みを構築し、地方に新たな負担が生じることのないよう十分な財政措置を講じること。

### 3. 安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができる社会の構築について

(1) 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金について、地域の実態を十分に踏まえ、対象事業の拡充を図るなど、一層の財政措置を講じること。

(2) 子育て世代包括支援センターの設置について、円滑かつ安定的に実施できるよう財政措置を拡充するとともに、助産師、保健師等の専門職の人材確保についても必要かつ十分な措置を講じること。

(3) 妊娠・出産等に関する相談窓口等について、国民への周知・広報を徹底すること。

また、行政機関や医療機関等における相談体制等を充実するための働きかけや支援等を行うこと。

### 4. 保育対策について

(1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の

実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

また、「子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

(2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

(3) 保育所等整備交付金等について、必要な財源を確保して十分な財政措置を速やかに講じるとともに、対象事業の拡充を図ること。

また、早期に事業着手できるよう交付決定手続きを迅速化すること。

(4) 認定こども園の施設整備に対する財政支援について、国の所管を一本化すること。

(5) 保育所等における食物アレルギーや感染症等への対応の強化に向け、調理員の配置基準等を見直すとともに、必要な財政措置を講じること。

(6) 企業主導型保育事業の補助対象を既設の事業所内保育所にまで拡大すること。

また、地域住民枠の保育料及び利用定員について、地域の実情を踏まえ、バランスの取れた設定となるよう配慮すること。

(7) 待機児童の解消のため、育児休業取得を推進する雇用主への財政支援等、実効ある支援策を講じること。

5. 民間児童館等について、地域の実情に応じた運営が可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

6. ひとり親家庭への支援施策について

(1) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。

(2) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。

(3) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

- (4) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。

## 7. 児童虐待防止対策について

- (1) 児童虐待防止対策及び支援施策を強化するため、職員の研修体制の整備、専門職配置のための財政措置の拡充、児童相談所設置に当たっての適切な支援措置等、総合的な対策の充実を図ること。

また、児童等に対する必要な支援を行うための拠点等を整備するに当たっては、自治体の規模や実情に応じて適切に対応することができるよう、専門職を含めた人員体制の整備や運営に係る十分な財政措置など、必要な支援措置を講じること。

- (2) 家庭的養護の推進のため、児童養護施設等の設備運営基準等について適切な見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。

また、一時保護所の環境改善の推進のための専門職の加配等、財政措置を拡充すること。

- (3) 母子生活支援施設について、運営の安定化を図り、母子の自立に向けた適切な支援に支障を来すことがないよう、児童入所施設措置費等国庫負担金における暫定定員設定条件の見直しを行うこと。

## 8. 子ども医療費に係る全国一律の保障制度の創設について

我が国の将来を担う子どもたちのため、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

## 9. 被災自治体が保育所の大規模修繕等を速やかに実施できるよう、保育所等整備交付金の国庫補助率を嵩上げすること。